

2024年5月吉日

お客さま各位

埼玉県信用金庫

## でんさいネットの債務者利用における決済口座の追加について

2024年6月3日（月）より、でんさいネットの債務者利用における決済口座について、普通預金の指定が可能となります。

既に契約いただいているお客さまも変更可能です。

これに伴い、当金庫は、2024年6月3日（月）より、以下のとおり、でんさいサービス利用規定を改定しますので、お知らせいたします。

### 1. 改定日

2023年6月3日（月）

### 2. 改定する規定

でんさいサービス利用規定

### 3. 改定内容

※下線部が改定箇所

新	旧
<p><b>第2条（利用資格）</b> 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たし、かつ、当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能です。）として利用される場合</p> <p>一 当金庫の会員資格を有すること。 二 原則として、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下「PC」といいます。）にてインターネットを利用し電子証明書方式にて取引できる環境にあること。</p>	<p><b>第2条（利用資格）</b> （同左）</p> <p>1. （同左）</p> <p>一 （同左） 二 （削除）<u>債務者利用の場合、決済口座は当座預金口座のみ利用可能。</u> 三 原則として、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下「PC」といいます。）にてインターネットを利用し電子証明書方式にて取引できる環境にあること。</p>

新	旧
<p><b>第15条（決済口座）</b></p> <p>1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は当座預金口座または普通預金口座（無利息型を含みません。）とします。</p> <p><b>第16条（利用手数料）</b></p> <p>1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。</p> <p>2. 当金庫は、利用手数料を金庫所定の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。</p> <p><b>第17条（口座間送金決済）</b></p> <p>1. 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。</p> <p>2. 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を金庫所定の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行いません。</p>	<p><b>第15条（決済口座）</b></p> <p>1. （同左）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は当座預金口座または普通預金口座（無利息型を含みません。）とし、<u>債務者として利用する場合には、当座預金口座に限定させていただきます。</u></p> <p><b>第16条（利用手数料）</b></p> <p>1. （同左）</p> <p>2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、普通預金規定（無利息型）、総合口座取引規定および当座勘定の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。</p> <p><b>第17条（口座間送金決済）</b> （同左）</p> <p>2. 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を当座勘定規定の定めにかかわらず、<u>当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。</u>なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行いません。</p>

新	旧
<p><b>第33条（関係規定の適用・準用）</b>  本規定に定めのない事項については、<u>金庫所定の規定</u>により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。</p>	<p><b>第33条（関係規定の適用・準用）</b>  本規定に定めのない事項については、<u>当座勘定規定、普通預金規定、普通預金規定（無利息型）、総合口座取引規定等</u>の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。</p>